

いじめの防止等のための京丹後市の取組

～令和8年度いじめの防止等のための
活動計画(案)～

京丹後市いじめ問題対策連絡会議
令和8年度第1回代表者会議

令和8年6月4日(木)

令和8年度いじめの防止のための重点目標

- ・ いじめの増減のみにとらわれず、児童生徒一人ひとりの状況やいじめの内容について、丁寧な分析と対応を推進。
- ・ いじめの認知のあり方についての教職員研修を含む、周知徹底を行う。
- ・ 匿名相談の実施について、身近に感じられるための周知において、SOSの出し方教室や、児童生徒の自己肯定感を育むための教育プログラムを実施する。

◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

2026/6/4

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1)-① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
活動内容	道徳教育・人権教育の推進
目 的 概 要	各学校では、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進し、SOSを出しやすいクラスの雰囲気醸成する。 ●取組内容：校内研修、児童実態交流、人権作文・標語・発表会の取組、人権旬間・週間・月間の取組、道徳・人権公開授業、異学年交流、児童会・生徒会活動の取組、HR指導、ストレスマネジメント講座、SOSの出し方教室、自己肯定感を育む教育プログラム、情報モラル研修など
令和8年度 予算措置	保幼小中一貫教育推進事業 予算措置：4,708千円の内 各小中学校の丹後学等教育活動実践事業 予算措置：3,013千円の内



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

2026/6/4

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1)-③ いじめ防止のための教職員の資質能力向上
活動内容	教育相談担当者研修会、教職員を対象としたグループコンサルテーション
目 的 概 要	担当指導主事と臨床心理士にて教育相談担当者の研修を年に3回行い、教職員のカウンセリング能力の向上を推進する。また、グループコンサルテーションを各学校にて適宜開催し、教職員が児童生徒の不登校やいじめ等、学校不適応への対応について専門的に学び合う機会を設ける。 ●実施年度：令和8年度 ●対 象：教育相談担当教員、心の教室相談員等の教職員 ●取組内容：教育相談担当者研修会を年度内3回実施する。 グループコンサルテーションについては臨床心理士が各学校へ出向き、児童生徒の観察、発達検査の実施、保護者との面談等と合わせ、要望に応じ適宜開催する。
令和8年度 予算措置	就学支援・教育相談事業 予算措置：197千円の内(発達検査備品や消耗品の購入費等)



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

2026/6/4

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1)-⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	街頭キャンペーンの実施
目 的 概 要	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市内の主要店舗など市民の出入りが多い場所において街頭キャンペーンを実施する。 ●実施年度：令和8年度 ●実施時期：「いじめ防止推進月間」に合わせて実施 日 時：11月 場 所：未定 ●取組内容：街頭キャンペーンによる啓発グッズ等の配布 ●参 加 者：学校教育課・市民課・子育て支援課
令和8年度 予算措置	いじめ・不登校防止対策等総合推進事業 予算措置：10千円の内(啓発に係る消耗品費)



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1)-⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	広報紙等による啓発
目 的 概 要	いじめの問題等の正しい理解の普及啓発を図るため、市広報紙、市Facebook、FMたんご、防災無線等を活用し、いじめの問題や防止等の取組について広く市民に周知する。 ●実施年度：令和8年度(平成28年度～) ●取組内容：秘書広報広聴課と連携し、市広報紙、市Facebook、防災無線等を通じていじめ問題について正しい知識を啓発するとともに、市の取組について市民に周知を行う。
令和8年度 予算措置	秘書広報広聴課の予算

2026/6/4



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

2026/6/4

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2)-① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	1人1台端末オンライン見守り相談窓口の設置
目 的 概 要	いじめ等に悩む児童生徒が1人1台端末にてオンライン上で相談できる匿名相談窓口を開設し、相談対応を外部専門機関に委託し、市教委と連携する中で、いじめ等が発生した際に迅速かつ適切な解決に向けた支援を行う。 ●実施年度：令和8年度(令和6年9月より1人1台端末相談を開始) ●内 容：京丹後市1人1台端末オンライン見守り相談窓口 ・相談時間 平日16時～21時(受付24時間) ・相談対応者 専門業者および市教委 ●その他窓口： ・24時間子供SOSダイヤル(文部科学省 0120-0-78310) ・ヤングテレホン(京都府警察 075-551-7500) ・子どもの人権110番(法務省 0120-007-110)
令和8年度 予算措置	いじめ・不登校防止対策等総合推進事業 予算措置：7,249千円(相談システム利用料、相談委託料等)



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

2026/6/4

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2)-① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	心の教室相談員の配置
目 的 概 要	児童生徒の悩みや不安、ストレス等を解消するため、悩みを気軽に話せたり、不安を和らげたりすることができる第三者的な立場の相談員を配置し、児童生徒が心にゆとりを持って学校生活を送ることができるよう支援する。 ●実施年度：令和8年度 ●配置人数：市内6中学校すべてに1名ずつ相談員(会計年度任用職員)を配置 ●勤務体制：週5日・1日あたり7時間(木曜日のみ6.5時間) ※府配置のスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーとも連携し、各中学校にて校内フリースクールを設置し、教室に入りにくい生徒の居場所を確保する。
令和8年度 予算措置	いじめ・不登校防止対策等総合推進事業 予算措置：24,932千円(心の教室相談員6名分の人件費)



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2)-① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	教育相談の充実
目 的 概 要	こども園、保育所、小中学校における教育相談機能の充実を図るため、臨床心理士による教育相談、発達検査、コンサルテーションの実施等の専門的支援を行う。 ●実施年度：令和8年度(毎年度実施中) ●相 談 日：毎月第3・4金曜日の午後(市民向け) 随時実施(各園所、小中学校) ●対 象 者：児童生徒および保護者、各園所、各小中学校の教職員等
令和8年度 予算措置	就学支援・教育相談事業 予算措置：197千円(発達検査備品や消耗品の購入費等)

2026/6/4



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2)-② 定期的な実態把握
活動内容	児童生徒向け「いじめのアンケート調査」
目 的 概 要	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、学期ごとに全児童生徒を対象とした「いじめ調査」を実施し、いじめの実態や態様を確実に把握することにより早期発見・早期対応に繋げる。 ●実施年度：令和8年度(平成25年度より毎年実施) ●調査対象：市内小中学校に在籍する児童生徒 ●調査方法：アンケート及び聞き取り調査 ●調査回数：学期ごとに年3回実施
令和8年度 予算措置	各小中学校にて学期ごとに年3回実施

2026/6/4



◆令和8年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(3) いじめへの対処
方針項目	(3)-② インターネットやスマートフォンを利用したいじめ(ネットいじめ)への対応
活動内容	インターネットモラル研修会
目 的 概 要	情報化社会が進展する中、インターネット上の誹謗中傷やいじめが問題となっていることから、スマートフォン、タブレット、ゲーム端末等を利用した児童生徒のインターネット利用の現状を理解し、児童生徒が情報モラルを身に付けることができる指導を充実させるため、学校関係者を対象に研修会を実施し、指導力の向上を図る。 ●令和8年度についても、リアルタイム、オンデマンド研修などによる研修を予定する。
令和8年度 予算措置	無償の研修機会を活用する

2026/6/4

